

保 育 料 に つ い て

お子さんが保育園に入園しますと保育料がかかります。この保育料は、保護者の方の市民税所得割額（両親等の合算）又は前年分所得税額と、お子さんの年齢によって決定されます。

両親に所得がなく、祖父母が生計を支えている場合は、その人が基準になります。

4月分～8月分に関しては令和6年度。9月分以降に関しては令和7年度の課税額にて決定します。
また、保育料は見直しにより改定されることや、課税資料調査等により変更されることがあります。

なお、保育料以外に、お子さんが保育園に入園するための経費は、国、県及び市が負担をしています。納め忘れのないようにお願いします。

令和7年度三浦市保育料徴収基準額表

階 層 区 分	定 義	保 育 料 (月 額) 円			
		(0才児～2才児)		(3才児～5才児)	
		標 準	短 時 間	標 準	短 時 間
第1階層	生活保護法による被保護世帯及び里親世帯	0	0	0	0
第2階層	市民税非課税世帯	0	0	0	0
第3階層	市民税所得割額 48,600円未満	15,000	14,800	0	0
第4階層	市民税所得割額 48,600円以上 ～ 97,000円未満	26,000	25,600	0	0
第5階層	市民税所得割額 97,000円以上 ～ 169,000円未満	41,000	40,400	0	0
第6階層	市民税所得割額 169,000円以上 ～ 301,000円未満	55,000	54,100	0	0
第7階層	市民税所得割額 301,000円以上 ～ 397,000円未満	64,000	63,000	0	0
第8階層	市民税所得割額 397,000円以上	73,000	71,800	0	0

注1 同一世帯から2人以上の児童が保育所や幼稚園などを利用している場合は、最も年齢が高い児童については基準額、その次に年齢が高い児童については半額、それ以外の児童については0円となります。(平成29年4月より、第2階層については、第2子以降無料となりました)

注2 第2、第3及び第4階層の一部の該当者で、母子・父子家庭世帯や在宅障害児(者)のいる世帯は、別に定めた保育料となります。

母子・父子家庭又は在宅障害児(者)のいる世帯

第2階層	市民税非課税世帯	0	0	0	0
第3階層	市民税所得割額 48,600円未満	9,000	9,000	0	0
第4階層	上記第4階層のうち、市民税所得割77,101円未満	9,000	9,000	0	0

●平成28・29年度からの利用者負担軽減措置について

平成28年及び平成29年4月より一定所得以下の**多子世帯及び母子・父子家庭又は障害児(者)のいる世帯**に対して**保育料が軽減**されました。軽減内容は下記のとおりです。

①多子世帯

保護者の**市民税所得割額の合算が57,700円未満**である場合について、**第2子を半額、第3子以降を無料**とする特例措置の、算定対象となる子どもの**年齢制限を撤廃**します。(同一生計に限る)

②母子・父子家庭又は障害児(者)のいる世帯

保護者の**市民税所得割額の合算が77,101円未満**である場合について、**第1子を半額、第2子以降を無料**とします。